

2021年12月25日  
一般社団法人日本零売薬局協会  
理事長 服部雄太

### 厚生労働省からのご指摘について

先日、厚生労働省より協会のサイトへの掲載文言のご指摘と零売サービスにおける広告表現に関する注意がありましたので、情報共有をさせていただきます。自社のホームページやチラシなどで、消費者、患者様に誤解を与えるような表現、広告掲載がないかご確認をお願い申し上げます。

#### ★ホームページの掲載文言について

##### <掲載文>

日本の病院で使われる医療用医薬品は約 15000 種類とされていますが、このうち半数の約 7500 種類は処方箋なしでの販売が認められています。もちろん違法なことではなく、厚生労働省のホームページにも明記されていますが、処方箋医薬品でなければ、医師の処方せんがなくても薬局は販売してもよいとされています。その医療用医薬品を専門に扱って販売しているのが零売薬局になります。

##### <指摘事項>

通知の趣旨に沿うように、以下の 1, 2 が読める記載に変更をする

1. 医療用医薬品は、処方箋に基づく調剤に用いられるものという原則
2. やむを得ない場合に限る

##### <掲載文>

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の影響で「かかりつけ医が休業してしまった」「ドラッグストアの薬が買い占められ、いつもの薬が手に入らない」などの相談も多く～

##### <変更指摘>

- ・かかりつけ医が休業したら他の病院や大学病院等医療機関もかかることもできる

##### <掲載文>

忙しい人の時短になり、医療費も削減につながるという、今の時代に即しているサービスになります。

<変更指摘>

- ・忙しいのは病院にかからない理由にはならない。

★事業者のサイト掲載、広告に該当する表現、表示

<掲載例>



コロナール錠 200mg 500 円/10 錠

※上記表示、価格はイメージです。

上記のような薬名や写真（薬名が分かるもの）、販売価格を表示しているものは広告に該当します。医療用医薬品については広告が禁止されており、医薬品等適正広告基準に抵触し行政指導の対象となります。

<掲載が問題ない表示や対応>

★カテゴリの掲載は問題ありません

（例）痛み止め、鼻炎・かゆみの薬、胃腸薬、かぜ薬全般、ビタミン剤等

★店舗での薬や価格などの零売取り扱いリストの提示は問題ありません

消費者へのカウンセリングの際に、零売対象の薬であることや価格（自費であること）などの説明に利用場合など

上記は問題ないとされていますが、店舗への集客や販売を目的としたものは広告に該当しますのでご注意ください。消費者の方が体調不良の中、店舗まで来店をして、零売をやっていなかった、該当商品が零売の対象ではなかったなど、消費者への混乱やクレームを避けるための事前のアナウンス、周知になります。

零売を行っている事業者の皆様におかれましては、管轄の保健所にも確認をしながら運用されていることと存じますが、改めて表現や広告部分に関してはご注意ください。見直しをいただきますようお願い申し上げます。

今後は各社のホームページなど確認をして、違反等が確認された事業者に関しては厚生労働省又は所轄の保健所より指導も直接指導が入る可能性もございます。また、当協会も厚生労働省に協力を行い、取り締まりの強化や 2022 年 1 月 31 日を期日に改善のあった薬局、

改善がなかった薬局をリスト化の上、情報提供など行う予定です。

当協会としては、消費者、患者様に安心、安全にサービスを提供できるように、自主基準及び関連法規をしっかりと遵守しながら、零売業界への情報周知、教育を徹底して参ります。

以上